平成２１年（フ）第５３５号
佐賀県佐賀市大和町大字川上5042番地
債務者　野田　千鶴
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
佐賀県佐賀市鍋島３丁目３番８号
債務者　望月　浩子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
佐賀県佐賀市東与賀町大字田中1526番地４
債務者　藤岡　恵子（旧姓垣副）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
佐賀県鳥栖市本町２丁目33番地１　大山ビル305
債務者　髙田　真弓（旧姓護山）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５４号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦423番地８
債務者　森田　由紀
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
佐賀県佐賀市多布施１丁目10番２号
債務者　富永　謙二
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
佐賀県佐賀市諸富町大字山領739番地７
債務者　原口　佳史
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
北海道小樽市塩谷４丁目96番地
債務者　小田　孝広
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７６号
北海道小樽市豊川町１番11号、前住所北海道小樽市末広町21番10号
債務者　木村　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７７号
北海道小樽市豊川町１番11号、前住所北海道小樽市末広町21番10号
債務者　木村　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２７９号
北海道小樽市色内１丁目３番19号　ハタコーポラス26号、前住所北海道小樽市塩谷２丁目12番５号　市営住宅Ｂ団地
債務者　三橋　　稔
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２８１号
北海道小樽市末広町39番５号
債務者　種村　雅子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３８号
福島県会津若松市河東町広田字塩新135番地２
債務者　矢部千恵子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５号
福島県会津若松市河東町広田字塩新135番地２、前住所福島県会津若松市金川町６番11号第一橘荘６号
債務者　矢部　壽美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第６８５号
新潟市西蒲区三方338番地、前住所新潟市南区鯵潟370番地４　第２平和荘Ａ棟205
債務者　深澤　欣一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０９号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅４棟405号
債務者　三国谷和茂
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０４９号
大阪府泉南市岡田７丁目1690番地１棟209号
債務者　小川　和男
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４５号
大阪府泉大津市曽根町１丁目12番１号ロードウェルⅢ302号
債務者　田内　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係